

特別段級認定試験規則

第1条 特別段級認定試験の種類

認定試験は編入試験と進度判定試験の二種とする。

既に現行の硬筆楷書、同行書検定の受験を進めている人、あるいは他団体の段級保持者で新検定の受験を希望する者について書文協が認めた場合に編入試験を実施する。また、進度判定試験は、新硬筆検定の受験をすでに始めている者で、現在取り組んでいる課題より学びが先行していると思われるものについて、教場・本人の申し出により書文協が必要と認めた場合に行う。ただし、”飛び級“は2ランク（2段級位）以内とする。新硬筆検定は濃密に構成されており、着実に力をつけていただくために第1巻からの履修を原則とするが、本人の努力、教場の指導を得て実力が育まれた場合、これを認め、奨励するために進度判定を行うものである。

第2条 認定試験の実施方法と受験料

編入試験は随時、進度判定試験は6、10月に行う。受験申請書（定型）は団体が一括で書文協本部に提出する。団体に属していない個人は個人申請用紙（同）で申請する。試験は、書文協が指定する課題について、手本を見ないで硬筆共通清書用紙に書いて提出する。受験料は附則で定める。

第3条 認定に基づく履修スタート学年と履修開始納付金

新硬筆検定のテキスト（15巻シリーズ）は、各巻8課題で構成されている。認定試験は、この1巻ごと（段級位別）の履修を免除するもので、いわゆる”飛び級“である。一方、個人記録のデータベースへの記録は検定を通常に進めた時と同様に課題順に必要である。この事務処理費として、認定試験後のスタート時点で履修開始納付金を徴収する。額は附則で定める。

第4条 認定試験の実施者

認定は書文協教学委員会（議長、書文協会長）が行う。書文協中央審査委員会は個々の認定に関し意見を述べることができ、教学委員会はこれを尊重しなくてはならない。また、団体指導者は一次判定を行うことができ、書文協はこれを尊重する。ただ、書文協本部の見解と異なる場合は協議を行う。

第5条 附則

附則① 施行 この規則は平成30年度8月から実施する

附則② 特別段級認定試験受験料 一律1,000円（税抜価格）

附則③ 認定後の履修開始時納付金 一律500円+認定試験によって進んだ課題×100円
（税抜価格）